

豊川市公共施設照明設備LED化事業 仕様書

令和8年2月
豊川市

1 業務概要

(1) 業務名

豊川市公共施設照明設備LED化事業

(2) 業務場所

豊川市内各施設（別紙1 対象施設一覧表 を参照）

(3) 契約方式

賃貸借契約 10年（120ヵ月）

※別紙2「事業スケジュール」のとおり

提案総額で契約締結後、全施設の調査・設計完了後に変更契約を締結する。なお、各グループの調査・設計完了後に協議書を交わすこととする。

※賃貸借期間終了後、豊川市に無償譲渡

※地方自治法第214条に基づく債務負担行為

(4) 業務対象期間

契約締結日の翌日から令和21年3月31日まで。なお準備期間（調査・設計、LED設置）及び賃貸借期間は次のとおり

ア 準備期間

契約締結日の翌日から令和11年3月中旬まで

イ 賃貸借期間

別紙2「事業スケジュール」のとおり

※各施設の施工スケジュールは、別紙2の施工時期を目安に発注者との協議により決定する。

(5) 業務内容

ア 事業達成のために必要な現地調査・設計業務 等

イ 器具及び設置に必要な付属品一式の調達・取替等工事

ウ 既存設備の撤去・運搬・廃棄処分

エ 施工管理及び進捗管理業務

オ 取替工事完成図書作成業務（Jクレジット化に必要な資料を含む。）

カ 既設照明の電力契約の把握とLED化に伴う契約変更申請

キ 器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借

ク 取り替えたLED照明の保守、交換等の維持管理

ケ 賃貸借契約期間終了後の賃貸借対象の所有権移転業務

(6) 役割分担

ア リース役割（構成員代表） 契約等諸手続を行い、事業遂行全般の責を負う。

イ 調査・設計役割 調査、設計業務を実施する。

ウ 施工役割 工事に関する業務を全て実施する。

※単体又は複数の企業共同体とする。

※グループの代表者はリース役割会社とする。

※リース役割以外の各役割は、複数での構成も可とする。また、役割を兼ねるこ

とも可とする。

2 契約金額

(1) 契約及び契約金額

提案総額で仮契約、市議会での議決後に正式契約。全施設の調査・設計完了後に変更契約を締結。

(2) 現地調査及び詳細協議

設置工事に先立って必ず現地調査を行い、現況に即した「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第6号の1、6号の2）」を更新し、リース料金の根拠となる内訳明細書（使用器具ごとの製品代金、工事費など）を作成して金額を確定する。ただし、グループごとに提案した金額は超えないこととし、各グループの調査・設計完了後に支払金額についての協議書を交わすものとする。

3 主な業務内容

(1) 現地調査

ア 対象施設及び既存照明器具台数は、現地調査により施設の用途や利用状況を踏まえて必要とされる照明器具の種類・台数等を明確にすること。

イ 現地調査結果に基づき「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第6号の1、6号の2）」を更新し、現況に即した省エネシミュレーション設計を行い、結果を速やかに発注者に報告し協議すること。

ウ 調査、工事の日程等は、施設管理者と調整し、調査日程表及び工事日程表を発注者へ提出すること。

(2) 器具及び設置に必要な付属品一式の調達

ア 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

J I S規格

JISC62504	一般照明用LED製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具－第1部：安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具－第2－1部：定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具－第2－2部：埋形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-3	照明器具－第2－3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-5	照明器具－第2－5部：投光器に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具－第2－22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具－第3部：性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具－第5部：配光測定方法
JISC8106	施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具

JISC8121-2-3	ランプソケット類－第2－3部：直管LEDランプソケットに関する安全性要求事項
JISC8147-2-7	ランプ制御装置－第2－7部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置－第2－13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
JISC8152-1	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第1部：LEDパッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法
JISC8153	LEDモジュール用制御装置－性能要求事項
JISC8154	一般照明用LEDモジュール－安全仕様
JISC8155	一般照明用LEDモジュール－性能要求事項

JEL規格

JEL600	光源製品の正しい使い方と表示事項
--------	------------------

JLMA規格

JLMA500	LED関連試験規格のJNLA認定技術基準
---------	----------------------

ガイドライン

ガイドB 005	改正ランプ及び制御装置・製品アセスメントマニュアル
ガイド010	直管LEDランプ性能表示等のガイドライン
ガイドB011	高品質照明用LED光源の性能要求指針
ガイドA102	照明器具の銘板等の表示
ガイドA134	LED照明器具性能に関する表示についてのガイドライン

電気用品安全法（PSE）

電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

イ 共通

- ① 照明器具は、新品の照明器具を調達すること。
- ② 品質担保の観点から、照明器具及び直管形ランプ、電球等、使用する全てのLED照明は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」に登録対応器種を持つ、施設照明の優れたノウハウを持つ国内メーカー（パナソニック製推奨）の製品とすること。（公共施設用照明器具に器種設定のない種類のLED照明についても、同様とすること。）該当しないメーカーの製品については、これを一切受け付けない。
- ③ ISO9001（品質）の認証取得工場を持つメーカーの製品とすること。
- ④ ISO14001（環境）の認証取得工場を持つメーカーの製品とすること。
- ⑤ 光源（LED）寿命は、40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品

とする。（高天井照明器具を除く）

- ⑥ 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すこと。
- ⑦ 既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応とすること。別途工事が発生する際は発注者及び施設管理者と使用部品、調光方法及び工事方法を協議すること。
- ⑧ 原則として、取替手法は器具ごとの交換を基本とする。ただし、特注器具や特殊なデザイン器具など、標準品のLED照明器具の採用が困難な箇所については、発注者及び施設管理者と協議すること。
- ⑨ 平均演色評価数（Ra）においては、現状の照明器具と同等の製品とすること。現状の照明器具が特殊な高演色ランプ等を使用している場合は発注者及び施設管理者と協議のうえ、仕様を確定すること。

ウ LED一体型ベースライト

- ① ライトユニットが取り外し可能なものとする。
- ② メンテナンス性に優れたライトユニット側に電源を内蔵した製品とすること。
- ③ 非常灯器具を切り替える際には、同等性能のLED非常灯を設置すること。
- ④ 兼用型のLED非常灯への取替、もしくは専用型の新規設置の手法は問わない

エ LEDダウンライト

メンテナンス性に優れたランプユニットを本体から取り外し交換可能な製品とすること。

オ LED高天井照明器具

- ① 光源（LED）寿命は、60,000時間以上（光束維持率85%以上）の製品とする。
- ② 電源内蔵型であること。
- ③ 照明器具にはワイヤー等で落下防止措置を講ずること。

カ 投光器、街路灯

- ① LED電源装置について、器具内蔵型・器具分離型の種類は問わない。ただし、既存安定器は、ポール内や架台等に残置せずに撤去すること。
- ② LED器具が既存ポールにそのまま取りつかない場合は、ポールアダプタを使用し、着実に取り付けること。

キ 防災照明器具

- ① 防災照明器具については、建築基準法及び消防法の関連法令に定める基準を遵守すること。
- ② 所轄の消防署へ改修に伴う各種届出を行うこと。消防法における改善等を指摘された場合も対応すること。

(3) 取替等工事

ア 受託候補者として特定後、速やかに施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画、等）を作成し、提出すること。また、施工計画作成の際は、発注者及び施設管理者

と協議すること。

- イ 取替等工事前に現地調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者及び施設管理者へ報告し、協議すること。
- ウ 取替等工事に使用する雑材は全て新品とする。
- エ 取替等工事にあたっての安全管理については、発注者及び施設管理者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、取替等工事により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- オ 取替等工事において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の取替等工事範囲として実施すること。
- カ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- キ 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、施設管理者の承諾を得ること。
- ク 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の発注者敷地内における必要な場所の確保については、事前に施設管理者の承諾を得ること。
- ケ 取替等工事の時間帯の決定に当たっては、発注者及び施設管理者の指示に従うこと。
- コ 取替等工事期間中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- サ 作業終了後に床の清掃等を行うこと。
- シ 施工前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、工事による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- ス 施工前後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- セ 施工日時は、各施設の運営を加味し、発注者及び施設管理者と協議のうえ、施工すること。
- ソ 取替等工事必要箇所はアスベストの含有があるという前提で、調査及び体制の準備をすること。取替等工事に伴い、アスベスト調査が必要と判断された場合は、当該工事を中止し、速やかに発注者及び施設管理者に報告すること。
- タ 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。
- チ LED照明設備の設置後は、施設管理者に立会いを求め、業務の完了確認を行うこと。
- ツ 本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

(4) 工事計画

工事計画は、次の基準で作成し、発注者の承認を受けること。

- ア 工事の優先順位

- ① 年度別の施工施設（グループ別）ごとに施設運営に支障のない日時
- ② 省エネ削減効果が高い施設
- ③ その他、発注者が優先と判断した箇所

イ 工事方法

設置する設備については、発注者の指定する方法や仕様及び工事計画等を遵守すること。

(5) 既存設備の撤去・運搬・廃棄処分

撤去した既存照明器具、安定器及びランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し、受注者が処分するものとし、廃棄物マニフェストを提出すること。PCBを含む安定器があった場合には、取り外しについては受注者で行い、施設管理者へ引き渡すものとする。

撤去した蛍光灯を施設管理者が再利用のため必要とした場合は、施設管理者と調整の上、引き渡すものとする。

(6) 取替等工事完成図書作成業務

ア 設置完了後、完成図書（完成図、写真、設置器具一覧、設置器具仕様書及び担当職員が指定する書類等）を発注者が指定する日までに電子データ及び紙媒体2部を提出すること。

イ 本業務の環境価値をJクレジット化するために必要な資料を作成すること。

(7) 既存照明の電力契約の把握とLED化に伴う契約変更申請

本業務の実施に必要となる電気事業者との諸手続きを行うこと。

(8) 器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借

ア 賃貸借期間は、各グループの工事完了日の翌月（グループ1のみ翌年度）から開始し、10年間（120カ月）とする。なお、賃貸借期間開始日を待たずに、施工完了した照明設備の仮使用を認めること。

イ 賃貸借料に含まれる費用は次のとおりとする。

- ① LED照明設備及び設置に必要な付属品一式
- ② LED照明設備更新に係る作業費（現地調査・設計業務等含む）
- ③ 既存照明器具等の処分費
- ④ 賃貸借金利
- ⑤ 保険費用
- ⑥ 消防検査費
- ⑦ 維持管理費
- ⑧ その他本業務を行うに要する費用全般

ウ リース料金については、使用月数に応じて、毎年度末にまとめて請求するものとし、請求書受理後30日以内に支払うものとする。ただし、最終回の支払いにおいては、契約期間終了日翌月に請求することができることとする。

2回目以降の請求は、施設所管課へそれぞれ行うこと。

(9) 取り替えたLED照明の保守、交換等の維持管理

ア 賃貸借期間は、受注者が保守管理を行い、不点灯等の対応窓口を定め、不点灯等の連絡を受けた場合、受注者の責任において保守対象照明設備を72時間以内に交換又は修理すること。

イ 補償対象外（器具等の不具合が故意又は過失による損害、暴動による損害、地震等）の事由に起因する場合も上記アと同様に対応することとし、費用については、別途協議する。

ウ 受注者は、補修又は交換作業が完了したときは、報告書を作成し、遅滞なく発注者及び施設管理者へ提出するものとする。

(10) 賃貸借契約期間終了後の賃貸借対象の所有権移転業務

本事業にかかる照明器具、機器及び設備の一式は、賃貸借契約期間終了をもって、発注者に無償譲渡するものとする。

4 照明器具の移動等

(1) 設置した照明器具の設置箇所を発注者が変更するときは、受注者の承諾を得たうえで、発注者負担により照明器具の取り外し、設置及び調整をすること。

(2) 前項(1)にあたり、受注者は、照明器具の取り外し、設置・調整に必要な情報を発注者に提供すること。

5 その他、特記

(1) 設置する照明器具は、器具の製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。

(2) 受注者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害を補填するものとする。

(3) 賃貸借期間開始前の仮使用中における照明器具の瑕疵によって生じた不具合による器具の取替え、修理等については受注者負担とする。

(4) 賃貸借期間中に発注者において、施設改修工事等により器具の取り外しが必要となった場合は発注者の負担で取り外しが可能とし、発注者の負担で、現状のとおり設置するものとする。また、万一、改修工事事業者が施工時に器具等を破損した場合は、受注者からの補償はないものとする。なお、受注者は、必要に応じ器具の取り外し、設置・調整に必要な情報を発注者に提供すること。

(5) 予測されるリスクと責任分担は、別表のとおりとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

6 提出書類一覧

下記一覧表にある書類を期日までに発注者に提出すること。また、これとは別に各施設の保管用としてNo.13～17についての書類データをCD-Rで提出すること。提出様式があるものについては契約後に様式を送付する。

No.	提出書類	期日
1	リース料金の根拠となる内訳明細書 ※使用器具ごとの製品代金、工事費など	調査・設計終了後
2	現場代理人等通知書及び経歴書	施工前
3	業務計画書	施工前
4	施工計画書	施工前
5	別紙1「対象施設一覧表」 ※「施設一覧（施工前提出用）」シート	施工前
6	既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表 （様式第6号の1、6号の2） ※設置した器具情報を入力	完了時
7	Jクレジット申請に必要な書類 ※株式会社バイウィルへ提出する様式	完了時
8	照明器具納入仕様書	施工前
9	照明器具配置図	施工前
10	照度分布図 ※施設管理者が必要とした場合	施工前
11	作業完了届	完了時
12	発注者及び施設管理者との打ち合わせ記録	随時
13	器具設置前後の写真	完了時
14	照明器具完成図	完了時
15	照明器具配置図（竣工）	完了時
16	消防署等へ届出した書類の写し	完了時
17	照度測定結果一覧 ※器具設置前後	器具設置前後
18	絶縁抵抗・導通試験結果一覧	完了時
19	産業廃棄物を適正に処理したことがわかる書類の写し	完了時
20	維持管理業務中の緊急連絡先及び担当者	完了時
21	賃貸借保険に関する書類	完了時
22	交換等報告書	随時
23	その他発注者が必要とするもの	随時

7 問合せ先

豊川市産業環境部環境課環境政策係

メールアドレス : kankyo@city.toyokawa.lg.jp

電話番号 : 0533-89-2141